

●規程改正の概要

<p>要旨</p>	<p>当機構における勤務実態等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」及び「地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則」の一部改正を行う。</p>																								
<p>内容</p>	<p>1 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正(規程第 号)</p> <p>(1)夜間看護手当の改定</p> <p>正規の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる場合で調整数が1以下のもの 7,200円 → 10,600円</p> <table border="1" data-bbox="459 651 1369 797"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>準 夜 勤</th> <th>深 夜 勤</th> <th>準夜勤+深夜勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整数1以下</td> <td>4,600円</td> <td>5,100円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>調整数1超</td> <td>2,900円</td> <td>3,300円</td> <td>6,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" data-bbox="459 869 1369 1014"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>準 夜 勤</th> <th>深 夜 勤</th> <th>準夜勤+深夜勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整数1以下</td> <td>4,600円</td> <td>5,100円</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>調整数1超</td> <td>2,900円</td> <td>3,300円</td> <td>6,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)級別標準職務表及び管理職手当支給区分表の改正</p> <p>病院事務局の長に係る級別標準職務及び中央病院の事務局長に係る管理職手当支給区分の整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院事務局の長の標準職務 6級～9級 → 6級～8級</li> <li>・中央病院事務局長の管理職手当支給区分 4種 → 4種(理事長が認める者にあつては3種)</li> </ul> <p>2 地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則の一部改正(規程第 号)</p> <p>夜間看護加算の改定</p> <p>一般職員に係る夜間看護手当額の改定に準じて夜間看護加算を改定する。</p>	区 分	準 夜 勤	深 夜 勤	準夜勤+深夜勤	調整数1以下	4,600円	5,100円	7,200円	調整数1超	2,900円	3,300円	6,800円	区 分	準 夜 勤	深 夜 勤	準夜勤+深夜勤	調整数1以下	4,600円	5,100円	10,600円	調整数1超	2,900円	3,300円	6,800円
区 分	準 夜 勤	深 夜 勤	準夜勤+深夜勤																						
調整数1以下	4,600円	5,100円	7,200円																						
調整数1超	2,900円	3,300円	6,800円																						
区 分	準 夜 勤	深 夜 勤	準夜勤+深夜勤																						
調整数1以下	4,600円	5,100円	10,600円																						
調整数1超	2,900円	3,300円	6,800円																						
<p>施行期日</p>	<p>平成23年4月1日から施行する。</p>																								

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与手当規程新旧対照表(平成23年4月1日施行分)

新	旧
<p>(夜間看護手当) 第48条 略 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額 イ 別表12の調整数が1と定められている者又は給料の調整を受けない者 10,600円 ロ 略 二 略</p>	<p>(夜間看護手当) 第48条 略 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。 一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる額 イ 別表12の調整数が1と定められている者又は給料の調整を受けない者 7,200円 ロ 略 二 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与手当規程新旧対照表(平成23年4月1日施行分)

新		旧	
別表1～別表3 略	別表1～別表3 略		
別表4 級別標準職務表 一、事務職給料表級別標準職務表	別表4 級別標準職務表 一、事務職給料表級別標準職務表		
職務の級	職務の級	標準的な職務	標準的な職務
一級	一級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
二級	二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
三級	三級	主任の職務	主任の職務
四級	四級	主査又は副主査の職務	主査又は副主査の職務
五級	五級	1 本部事務局長の課長の職務 2 病院事務局長の課長の職務 3 副主幹の職務	1 本部事務局長の課長の職務 2 病院事務局長の課長の職務 3 副主幹の職務
六級	六級	1 本部事務局長の次長の職務 2 病院事務局長の長の職務 3 困難な業務を処理する本部事務局長の課長の職務 4 困難な業務を処理する病院事務局長の課長の職務 5 主幹の職務 6 上記に準ずる困難な業務を処理する職務	1 本部事務局長の次長の職務 2 病院事務局長の長の職務 3 困難な業務を処理する本部事務局長の課長の職務 4 困難な業務を処理する病院事務局長の課長の職務 5 主幹の職務 6 上記に準ずる困難な業務を処理する職務
七級	七級	1 困難な業務を処理する本部事務局長の次長の職務 2 困難な業務を処理する病院事務局長の長の職務 3 困難な業務を所掌する本部事務局長の課長の職務 4 困難な業務を所掌する病院事務局長の課長の職務	1 困難な業務を処理する本部事務局長の次長の職務 2 困難な業務を処理する病院事務局長の長の職務 3 困難な業務を所掌する本部事務局長の課長の職務 4 困難な業務を所掌する病院事務局長の課長の職務
八級	八級	1 本部事務局長の長の職務 2 困難な業務を所掌する本部事務局長の次長の職務 3 困難な業務を所掌する病院事務局長の長の職務	1 本部事務局長の長の職務 2 困難な業務を所掌する本部事務局長の次長の職務 3 困難な業務を所掌する病院事務局長の長の職務
九級	九級	1 困難な業務を処理する本部事務局長の長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務を所掌する本部事務局長の長の職務	1 困難な業務を処理する本部事務局長の長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務を所掌する病院事務局長の長の職務 で、責任の度が特に重いもの
二～五 略	二～五 略		
別表5～別表12 略	別表5～別表12 略		

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与手当規程新旧対照表(平成23年4月1日施行分)

新		旧		
別表1.3 管理職手当支給区分表	職	別表1.3 管理職手当支給区分表	職	
組織	支給区分	組織	支給区分	
法人本部	本部事務局長	本部事務局長	一種	
	本部事務局長次長	本部事務局長次長	六種(五種)	
中央病院	院長	院長	一種	
	事務局長	事務局長	四種(三種)	
	副院長	副院長	三種	
	医療局長	医療局長	四種	
	事務局長次長	事務局長次長	六種(五種)	
	施設管理幹	施設管理幹	八種(七種)	
	看護部長	看護部長	五種(四種)	
	外来診療部長	外来診療部長	六種(五種)	
	入院診療部長	入院診療部長	六種(五種)	
	手術診療部長	手術診療部長	六種(五種)	
	がん診療部長	がん診療部長	六種(五種)	
	地域医療連携部長	地域医療連携部長	六種(五種)	
	周産期センター部長	周産期センター部長	六種(五種)	
	救急診療部長	救急診療部長	六種(五種)	
	放射線部長	放射線部長	六種(五種)	
	検査部長	検査部長	六種(五種)	
	薬剤部長	薬剤部長	六種(五種)	
	薬剤管理幹	薬剤管理幹	八種(七種)	
	総放射線技師長	総放射線技師長	八種(七種)	
	総検査技師長	総検査技師長	八種(七種)	
副看護部長	副看護部長	八種(七種)		
北病院	院長	院長	三種	
	副院長	副院長	四種	
	事務局長	事務局長	五種	
	医療部長	医療部長	六種(五種)	
	総看護師長	総看護師長	六種	
	精神保健幹	精神保健幹	七種	
	薬局長	薬局長	八種	
	副総看護師長	副総看護師長	八種	

※( )は、理事長が認める者の支給区分

別表1.4 略

※( )は、理事長が認める者の支給区分

別表1.4 略

地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則新旧対照表

新		旧	
別表3		別表3	
1 略		1 略	
2 特例計算		2 特例計算	
職 種	職 種	職 種	職 種
基礎号給	基礎号給	基礎号給	基礎号給
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
日額単価 (基礎号給/21)	日額単価 (基礎号給/21)	日額単価 (基礎号給/21)	日額単価 (基礎号給/21)
略	略	略	略
※1～※4 略	※1～※4 略	※1～※4 略	※1～※4 略
○看護師が夜勤をした場合、(準夜勤4,600円、深夜勤5,100円)の平均4,850円を上乗せする。ただし、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は10,600円を上乗せする。なお、特別賃金の算定においては、上乗せ分は算定の基礎としない。	○看護師が夜勤をした場合、(準夜勤4,600円、深夜勤5,100円)の平均4,850円を上乗せする。ただし、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は7,200円を上乗せする。なお、特別賃金の算定においては、上乗せ分は算定の基礎としない。	○看護師が夜勤をした場合、(準夜勤4,600円、深夜勤5,100円)の平均4,850円を上乗せする。ただし、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は7,200円を上乗せする。なお、特別賃金の算定においては、上乗せ分は算定の基礎としない。	○看護師が夜勤をした場合、(準夜勤4,600円、深夜勤5,100円)の平均4,850円を上乗せする。ただし、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は7,200円を上乗せする。なお、特別賃金の算定においては、上乗せ分は算定の基礎としない。
3～5 略	3～5 略	3～5 略	3～5 略